

商品概要説明書

<貯蓄貯金>

(令和4年11月29日現在)

1. 商品名	・貯蓄貯金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・1円以上10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・20% (国税15%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの間は、20.315% (国税15.315%、地方税5%) となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は、窓口でお問合せください。
7. 手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会及びオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 ・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
8. 付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
9. 貯金(預金)保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
10. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品に係る相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当会又は総務部(電話:048-829-3504)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。

	上記当会総務部、又はJ Aバンク相談所にお申し出ください。 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくはJ Aバンク相談所にお申し出ください。）
1 1. その他参考 となる事項	・公共料金等の自動支払い、及び給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用できません。 ・総合口座の取扱いはできません。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で5 0件以上あり、翌月2 0日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。